6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : shinichi urabe, Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Dreging Works of basin (−11.0 m) at shinko area, port of Nakagusuku.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 24 September 2009.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 A.M. 12 November 2009. (tenders brought with 10 : 00 A.M. 12 November 2009 or submitted by registered mail 10 : 00 A.M. 12 November 2009)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2−1−1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900−0006 Japan, TEL 098−866−0031 (ex. 2528)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年8月31日

支出負担行為担当官

東北農政局長　宮﨑　正義

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業　調整池造成（その１）工事

⑶　工事場所　宮城県栗原市築館字富根岸前地内他

⑷　工事内容　浅層混合処理工　12,100㎥、地中連続壁工　1,720m、大気圧載荷工　147,000㎡、仮設道路工　1,740m、取付進入路工　1,000m

⑸　工期　平成22年３月26日まで

⑹　使用する主要な資機材　一般軟弱地盤用固化材　約8,000ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案（ＶＥ提案）を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑻　本工事は、総合評価による入札に先立ち、民間事業者からの積極的な技術提案及びその改善案を受け付け、審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す方式（高度技術提案型）の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑾　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、東北農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東北農政局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　東北農政局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。ただし、代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。（上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑹　施工実績　平成６年４月１日以降（過去15年間）に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

①　同種工事とは、土質材料によるダム、ため池又は調整池の築堤工事とする。

②　同種工事の工事規模は、築堤高が４m以上、築堤量が34,000㎥以上のものとする。

③　当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　主任（監理）技術者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定めている者のうち一級土木施工管理技士以外の者とする。

②　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。

③　上記２の⑹に掲げる同種工事の施工実績経験を有する者であること。

⑻　当該工事に係る安全対策が十分に考慮された適正な施工計画を、申請書と合わせて提出できること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経））」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案に関する事項

⑴　民間企業の優れた技術を活用することにより工事の品質向上を図ることを目的として、当該工事における技術提案及び技術提案に係る具体的な施工計画を求める。なお、入札説明書及び図面等を参考として適切な設計を立案し、その内容を示した技術提案資料とすること。また、提案する工法は、実験等による検証がなされた手法など、適切な知見に基づいた工法を対象とする。

⑵　技術提案の内容が工事目的物の変更を伴う場合は、関係機関との協議等に支障のない範囲に限る。